リスクと費用について

以下の記載において、指定通貨が外貨の場合のみ該当する箇所を と表記しています。

お客さまが負う投資リスクについて

この保険は、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための市場価格調整を行うこと、ご契約の締結に必要な費用を一時払保険料から控除することなどの理由により、解約返還金額などが一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

為替リスクについて

為替相場の変動により、お受取時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などが、ご契約時の為替レートで円貨に換算した年金原資額、死亡給付金額、解約返還金額などを下回る場合や、ご契約時の為替レートで円貨に換算した一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。

「満期重視プラン」の場合の死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみについて

「満期重視プラン」の場合、死亡給付金額は基本保険金額に死亡給付割合を乗じた額となり、解約返還金額は死亡給付金額が上限となります。したがって、死亡給付割合が50%のときは、死亡給付金額は基本保険金額の50%となり、解約返還金額は基本保険金額の50%が上限となるため、死亡給付金額および解約返還金額は一時払保険料相当額を大きく下回ります。

費用について（この保険に係る費用は、以下の費用の合計になります）

■ご契約時

契約時費用…一時払保険料から、基本保険金額につぎの率を乗じた金額を控除します。

【外貨】<3年>2.5%、<5年>3.5%、<6年>4.0%、<10年>5.5%　【円】<5年>0.5%、<10年・15年・20年>1.0%

■積立利率保証期間中

「満期重視プラン」の場合、積立金額が死亡給付金額を下回っている間は、積立金から死亡給付金を支払うための費用を控除します。

＊上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

また、積立利率の計算にあたって、保険契約関係費率をあらかじめ差し引いております（プラン・指定通貨により、差し引く率は異なります）。

■年金受取期間中

保険契約関係費（年金管理費）…受取年金額に対して0.4%（円貨で年金を受け取る場合は最大0.35%）※

＊保険契約関係費（年金管理費）は2023年4月現在の数値であり、将来変更されることがあります。ただし、年金支払開始日以後は、年金受取開始時点の数値が年金受取期間を通じて適用されます。なお、「死亡給付金等の年金払特約」および「年金支払移行特約」を付加した場合の特約年金についても同様の取扱いとなります。

※10年保証期間付終身年金の保証期間経過後の受取年金額および死亡時保証金額付終身年金の受取年金額（死亡時保証金額を含みます）に対しては1.4%（円貨の場合は最大1.0%）となります。

■終身保険への移行後

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」（ ）、または「定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）」を付加して終身保険に移行する場合、移行後基本保険金額は、保険契約の維持などに必要な費用および死亡給付金を支払うための費用を控除する前提で算出されます。

＊上記の費用は、移行日の年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの具体的な数値や計算方法は表示しておりません。

■ 通貨を換算する場合の費用

「保険料円貨入金特約」などの特約の為替レートは、為替手数料としてTTMとの差額（25銭～50銭）を加味したレートであり、その差額はお客さまの負担となります。また、積立利率保証期間の更新時に指定通貨を変更する場合の為替レートにおいても、変更前の指定通貨および変更後の指定通貨それぞれのTTMとの差額（25銭～50銭）がお客さまの負担となります（為替レートは、2023年4月現在の数値であり、将来変更することがあります）。

＊TTM（対顧客電信売買相場仲値）は、第一フロンティア生命所定の金融機関が公表する値となります。

■ この他に外貨のお取扱いに必要となる費用を負担していただくことがあります。

ご検討、お申込みに際しては、「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」などをお読みください。

<しおり・約款用>

「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」、「ご契約のしおり・約款」ではご契約についての重要事項、ぜひ知っていただきたい事項などについて説明しています。あわせてお読みいただき、大切に保管してください。

ご加入商品の「ご契約のしおり・約款」については、右記のコードからご確認いただけます。

公的保険制度についてくわしく知りたい方へ

<公的保険制度>

公的保険制度を理解したうえで、必要に応じた民間保険に加入することが重要です。

金融庁ホームページにて民間保険と関係のある公的保険制度について紹介されております。くわしくは、右記のコードからご確認ください。

この保険商品のご検討に際しては、必ず販売資格を持つ生命保険募集人にご相談ください。

契約締結における担当者の役割について

生命保険契約は、お客さまと第一フロンティア生命との間で締結される契約であり、お客さまからのお申込みをいただき、第一フロンティア生命が承諾したときに有効に成立します。野村證券の担当者（生命保険募集人）は、契約締結の際の媒介をさせていただくことが役割であり、契約締結の代理権や告知の受領権はありません。担当者（生命保険募集人）の登録状況・権限などに関しまして確認をご要望の場合には照会先［第一フロンティア生命 0120-876-126］までご連絡ください。

［引受保険会社］

第一フロンティア生命保険株式会社

〒105-0003　東京都港区西新橋1-1-1
日比谷フォートタワー

ホームページ　https://www.d-frontier-life.co.jp/

お客さまサービスセンター
フリーダイヤル　0120-876-126

営業時間　9:00～17:00（土日、祝日、年末年始などの休日を除く）

'23年4月版

登B22F0251（2023.1.19）F6168-05 '23年3月作成 ラ

［募集代理店］

野村證券株式会社

取扱者（生命保険募集人）

No.1602/23.04

第一フロンティア年金セレクト（円建／外貨建）

積立利率変動型個人年金保険（19）（通貨指定型）

2023年4月版

商品パンフレット

第一フロンティア生命
第一生命グループ

＊この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険です。預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

お客さまのニーズにあわせて通貨・期間とプランを“セレクト”できる年金保険です

セレクト1 通貨・期間をセレクト

運用通貨	米ドル　豪ドル		円
運用期間	3年　5年　6年　10年		5年　10年　15年　20年

セレクト2 プランをセレクト

満期重視プラン　死亡給付割合 100%

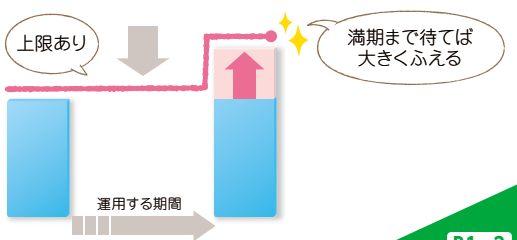

P1・2へ

満期重視プラン　死亡給付割合 50%

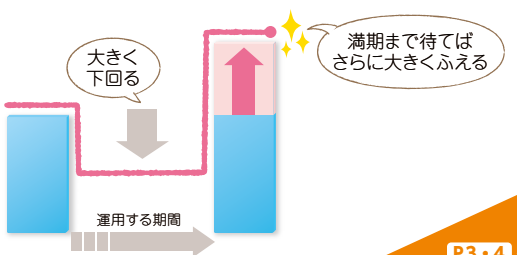

P3・4へ

基本プラン

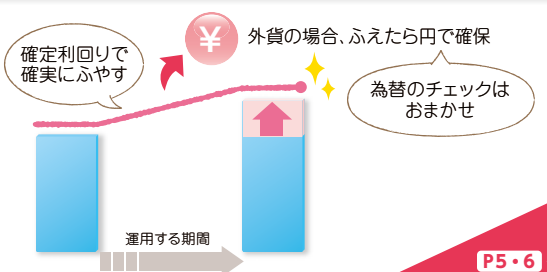

P5・6へ

満期重視プラン

死亡給付割合 **100%**

＊死亡時の保障を抑え、その分を生きている加入者の受取りに回すことで、
年金原資額を大きくするしくみです。(トンチン年金)
＊ご契約後に、死亡給付割合の変更はできません。

<ご選択例>

公的年金の上乗せを考えたい。
もちろん、家族への保障も大きく減らしたくない…

他にもこんな方に

- 退職後の資金を準備したい。
  でも、子どもがまだ学生なので、自分に万一があっても、ある程度はのこしたい…
- 長生きに備えてふやしたい。でも、亡き夫がのこしてくれた資産。
  自分に万一があっても、あまり減らしたくない…

満期時の受取額を大きくしたい方へ

運用期間中、死亡給付金額・解約返還金額を抑える　ことで、
運用期間満了時の年金原資額を大きくするプラン　です。

しくみ図(イメージ)

＊下記しくみ図はイメージを表したもので、
将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

⚠ ・目標値の設定はできません。
・ご契約者と被保険者が異なる契約は
取り扱いません。

〈選択できるパターン〉

指定通貨	運用期間
米ドル 豪ドル	3年 5年 6年 10年
円	5年 10年 15年 20年

＊ご契約時の金利情勢などによっては、
お取り扱いできない
指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。

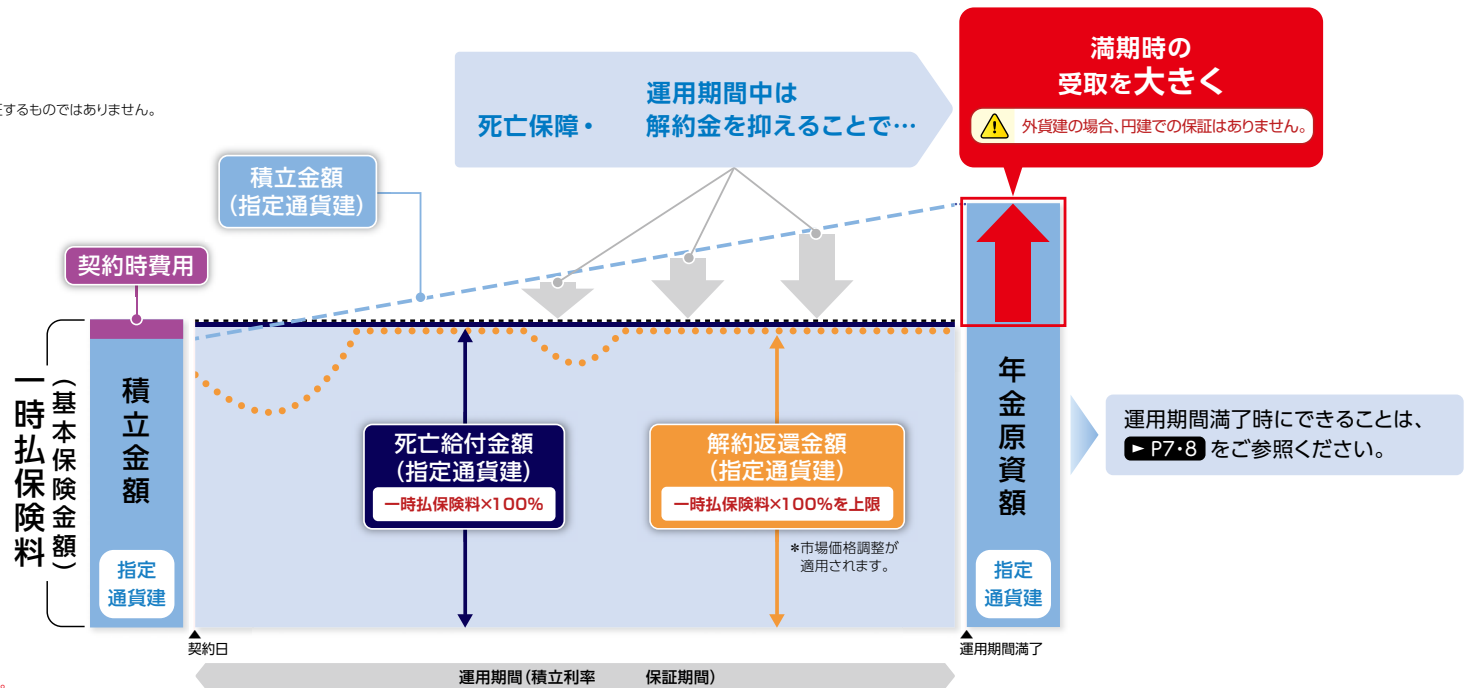

指定通貨	米ドル・豪ドル				円			
運用期間	3年	5年	6年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	0～90歳	0～90歳	0～89歳	0～85歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳	0～75歳
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	5.5%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%

⚠ 死亡給付金額は一時払保険料の100%となり、解約返還金額は一時払保険料の100%が上限となります。お申込みの際は、この商品性について「お申込みにあたっての確認書(意向確認書)」でもご確認ください。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動、　死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。► うら表紙

満期重視プラン

死亡給付割合 **50%**

＊死亡時の保障を抑え、その分を生きている加入者の受取りに回すことで、
年金原資額を大きくするしくみです。(トンチン年金)
＊ご契約後に、死亡給付割合の変更はできません。

<ご選択例>

家族に“のこす”お金は、終身保険で準備済み。
自分の長生きに備えたい…

他にもこんな方に

- ○年後にまとまった資金を準備したい。
  その間の医療費などは、“別で”確保しているので。
- 独身なので、“のこす”ことは考えずに、自分のためにつかいたい！

満期時の受取額をさらに大きくしたい方へ

運用期間中、死亡給付金額・解約返還金額を“大きく”抑えることで、運用期間満了時の年金原資額を“さらに”大きくするプランです。

しくみ図(イメージ)

＊下記しくみ図はイメージを表したもので、
将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

⚠ ・目標値の設定はできません。
・ご契約者と被保険者が異なる契約は取り扱いません。

〈選択できるパターン〉

指定通貨	運用期間
米ドル 豪ドル	3年 5年 6年 10年
円	5年 10年 15年 20年

＊ご契約時の金利情勢などによっては、
お取り扱いできない
指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。

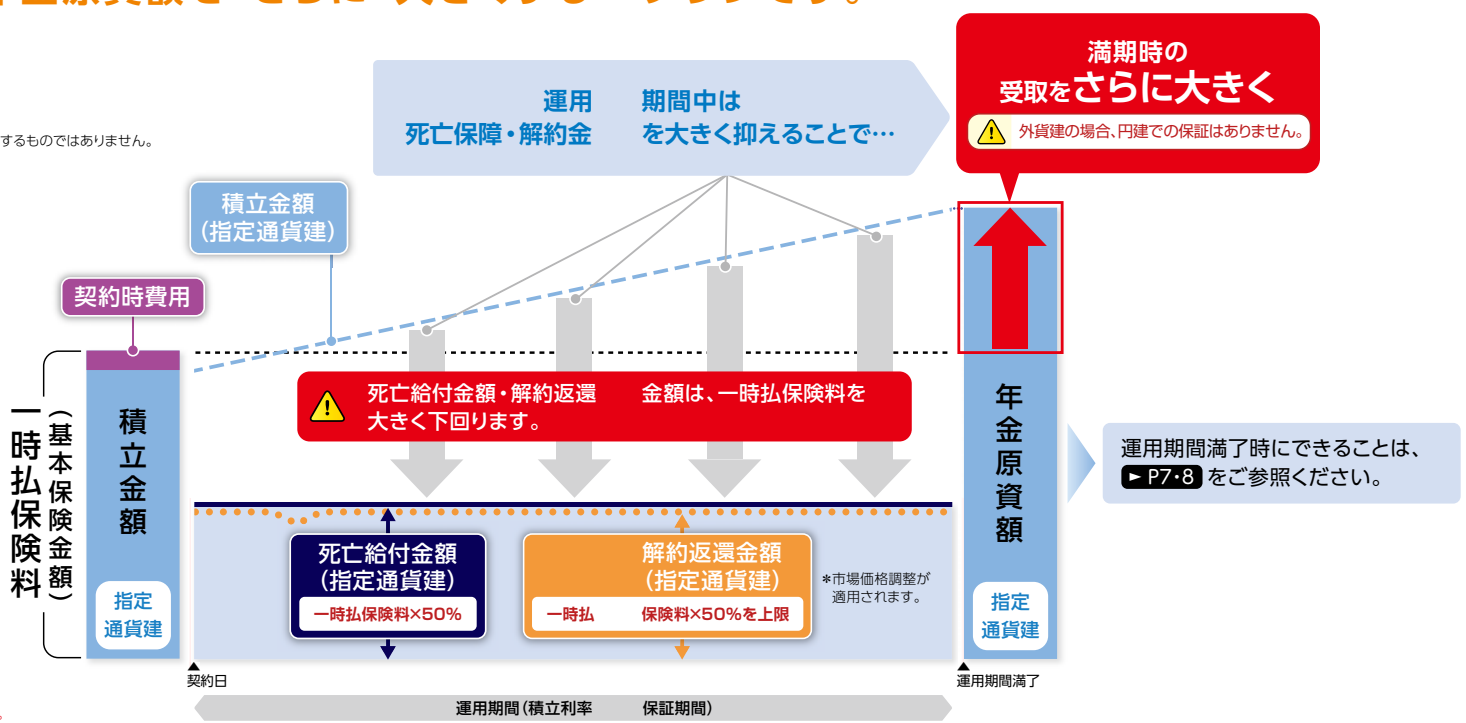

運用期間満了時にできることは、
► P7・8 をご参照ください。

指定通貨	米ドル・豪ドル				円			
運用期間	3年	5年	6年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	50～74歳	50～74歳	50～74歳	50～74歳	50～74歳	50～74歳	50～74歳	50～74歳
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	5.5%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%

⚠ 死亡給付金額は一時払保険料の50%となり、解約返還金額は一時払保険料の50%が上限となります。お申込みの際は、この商品性について「お申込みにあたっての確認書(意向確認書)」でもご確認ください。また、ご家族の同席や、ご家族へ相談いただくことを強く推奨しています。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動、死亡給付金額・解約返還金額を抑えるしくみなどによって、損失が生じるおそれがあります。► うら表紙

基本プラン

<ご選択例>

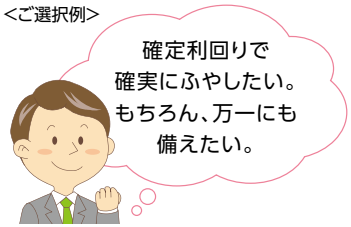

他にもこんな方に

（円換算の目標値を設定）
外貨で運用するなら、
為替のチェックはまかせたい。
ふえたら円で確保したい。

「外貨の確定利回りでふやしたい」、さらに「ふえたら円で確保したい」方へ

運用期間中、
確定利回りで確実にふやすプランです。

しくみ図（イメージ）

＊下記しくみ図はイメージを表したもので、
将来の積立金額、死亡給付金額、解約返還金額などを保証するものではありません。

「目標値到達時定額円貨建終身保険移行特約」を付加した場合（外貨建）

●円換算の目標値は、105%または110%～200%（10%きざみ）で設定します。

例　一時払保険料の円換算額 1,000万円 × 目標値 110% ＝ 目標金額 1,100万円

●契約日から3ヵ月経過以後より、運用期間満了日の2ヵ月前まで毎営業日、目標到達を判定します。

● 解約返還金額の円換算額 が目標値に到達したら、円建の終身保険に移行します。

<イメージ>

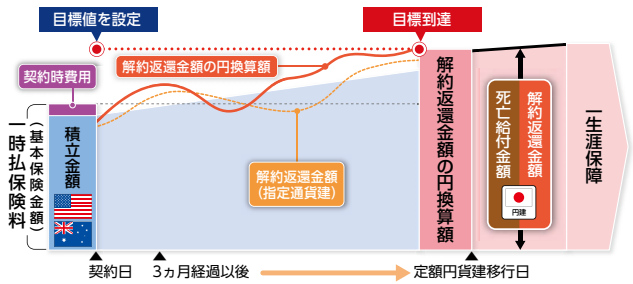

⚠ 市場環境によっては目標値に到達しない場合があります。

〈移行後にできること〉
・円建の終身保険として
　そのまま保有
・解約・減額して、解約返還
　金額（円貨）のお受取り
・終身保険にかえて、
　年金でのお受取り

＊円建の終身保険に移行後は、
市場価格調整を行いません。

〈選択できるパターン〉

指定通貨	運用期間
米ドル 豪ドル	3年 5年 6年 10年
円	5年 10年 15年 20年

＊ご契約時の金利情勢などによっては、
お取り扱いできない
指定通貨・運用期間があります。

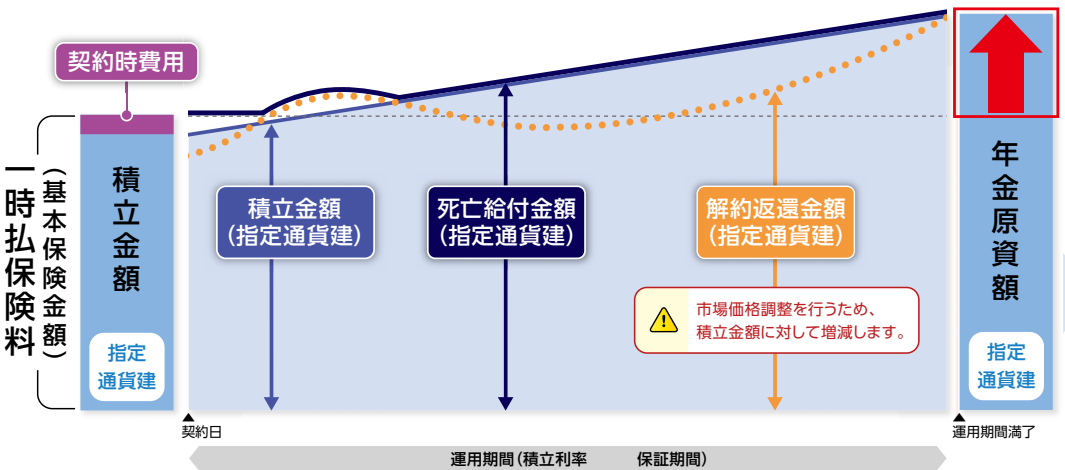

運用期間満了時

ご契約時に確定した
年金原資額（指定通貨建）を受け取れます。

⚠ 外貨建の場合、円建での保証はありません。

運用期間満了時にできることは、
► P7・8 をご参照ください。

指定通貨	米ドル・豪ドル				円			
運用期間	3年	5年	6年	10年	5年	10年	15年	20年
契約年齢	0～90歳	0～90歳	0～89歳	0～85歳	0～90歳	0～85歳	0～80歳	0～75歳
契約時費用	2.5%	3.5%	4.0%	5.5%	0.5%	1.0%	1.0%	1.0%

死亡給付金額について

運用期間中に被保険者がお亡くなりになった場合、その日における積立金額、解約返還金額または基本保険金額のいずれか大きい金額を、死亡給付金としてお支払いします。

⚠ この保険には、お客さまに負担していただく費用があります。また、為替、解約時の市場金利の変動　などによって損失が生じるおそれがあります。► うら表紙

運用期間満了時には
年金原資額をもとに、つぎの❶～❺のいずれかを選べます。

【ご留意事項】
運用期間満了時の3ヵ月前を目処に届くお知らせによりお選びいただけます（ご契約時には選択できません）。
なお、下記のお取扱いは、運用期間満了時までにお手続きください。

お受取り

❶ 年金原資額を一括で受取り

❷ 年金原資額を年金で受取り

●確定年金
●死亡時保証金額付終身年金　　●10年保証期間付終身年金

⚠ ご契約時には、「3年確定年金」が選択されます。年金の種類は、運用期間中に変更することができます。

運用を継続

❸ 終身保険に移行（定額終身保険移行特約（移行後通貨指定型）を付加した場合）

<外貨建の終身保険に移行した場合>

● 満期重視プラン の場合は、新たに目標値を設定することができます。
● 基本プラン で目標値を設定していた場合、目標到達の判定を継続します。

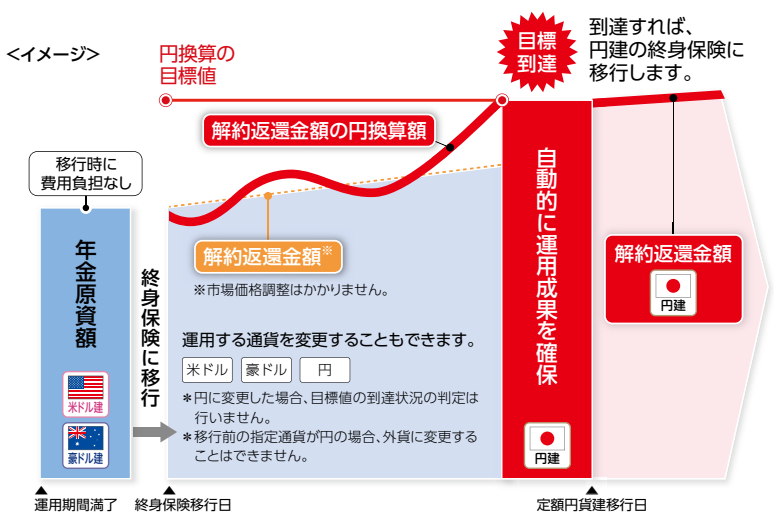

＊目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。

運用を継続

❹ 運用期間（積立利率保証期間）を更新

●更新時に、指定通貨と運用期間を変更することもできます。

⚠ 円から外貨への指定通貨の変更、およびプラン（「満期重視プラン」の場合は死亡給付割合を含みます）の変更はできません。

<選択できるパターン>

指定通貨	米ドル　豪ドル	円
運用期間	1年　3年　5年　6年　10年	1年　5年　10年　15年　20年

＊更新時の金利情勢などによっては、選択できない指定通貨・運用期間・年齢・性別があります。

●更新は何度でもできます。
＊更新後の年金支払開始日における被保険者の満年齢が95歳を超えない範囲となります。

● 基本プラン で目標値を設定していた場合、目標到達の判定を継続します。
＊目標値は、「一時払保険料の円換算額」に対する「解約返還金額の円換算額」の割合です。
＊円に変更した場合、目標値の到達状況の判定は行いません。

<イメージ 基本プラン>

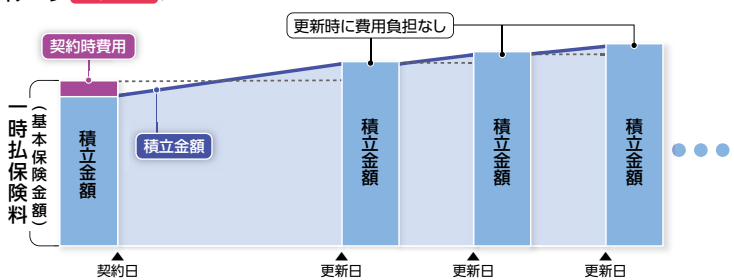

❺ 年金支払開始日を繰延べ

●年金支払開始日を、1回に限り、日単位で繰り延べることが可能です。
●繰延べ期間は、指定通貨が外貨の場合は最長3年、円の場合は最長1年です。
＊繰延べ期間の満了日における被保険者の満年齢が95歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。

<イメージ 基本プラン>

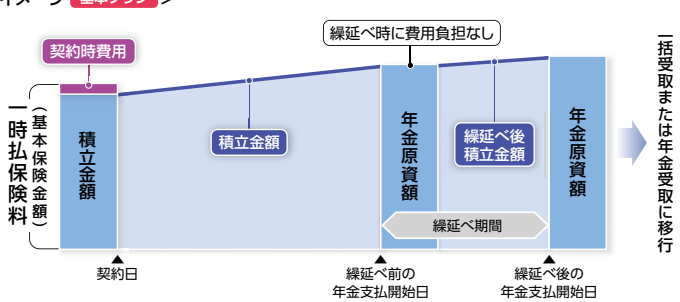

＊年金支払開始日を繰り延べた場合、目標値の到達状況の判定は行いません。
＊繰延べ後の積立金額のふえ方は、「満期重視プラン」「基本プラン」ともに同じです。

主なお取扱いについて

基本保険金額（一時払保険料もしくは払込金額）

*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない指定通貨・運用期間があります。

最低

指定通貨で入金する場合	米ドル	豪ドル	円
	10,000米ドル	10,000豪ドル	100万円

「保険料円貨入金特約」を付加する場合	円
	100万円

*保険料の払込単位は、米ドル：1米ドル、豪ドル：1豪ドル、円：1万円です。

最高

18億円相当額※

※ 第一フロンティア生命が毎年6月に定める為替レートで円換算します。

*同一の被保険者について、他に第一フロンティア生命の定額個人年金保険に加入されている場合、基本保険金額などは通算して18億円相当額を超えることはできません。

運用期間（積立利率保証期間）

指定通貨	運用期間（積立利率保証期間）
外貨	3年、5年、6年、10年、（1年※）
円	5年、10年、15年、20年、（1年※）

※更新時のみ選択可能です。

契約年齢

*契約日における被保険者の満年齢

*ご契約時および更新時の金利情勢などによってはお取り扱いできない年齢・性別があります。

〈指定通貨：外貨〉0歳～90歳　*プランおよび運用期間により異なります。

運用期間		3年	5年	6年	10年
満期重視プラン	死亡給付割合 100%	0歳～90歳	0歳～90歳	0歳～89歳	0歳～85歳
	死亡給付割合 50%	50歳～74歳	50歳～74歳	50歳～74歳	50歳～74歳
基本プラン		0歳～90歳	0歳～90歳	0歳～89歳	0歳～85歳

〈指定通貨：円〉　0歳～90歳　*プランおよび運用期間により異なります。

運用期間		5年	10年	15年	20年
満期重視プラン	死亡給付割合 100%	0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～80歳	0歳～75歳
	死亡給付割合 50%	50歳～74歳	50歳～74歳	50歳～74歳	50歳～74歳
基本プラン		0歳～90歳	0歳～85歳	0歳～80歳	0歳～75歳

契約者		被保険者および被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定
被保険者		「満期重視プラン」の場合、ご契約者のみとなります（ご契約者と被保険者が異なる契約は取り扱いません）。
年金受取開始年齢	確定年金	指定通貨ごとに、〈外貨〉3歳※～95歳、〈円〉5歳※～95歳 ※「満期重視プラン（死亡給付割合50%）」の場合、〈外貨〉53歳～〈円〉55歳～ となります。 *年金受取期間の満了日は、被保険者の満年齢が122歳となる年単位の契約応当日の前日を限度とします。（年金受取開始年齢＋年金受取期間≦122歳）
	死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	50歳※～95歳 ※「満期重視プラン（死亡給付割合50%）」の場合、〈外貨〉53歳～〈円〉55歳～ となります。
年金受取人		ご契約者または被保険者から指定
死亡給付金受取人 後継年金受取人		被保険者の配偶者または3親等内の親族から指定（複数名の指定可能） *後継年金受取人は1名のみで被保険者も指定できます。
年金種類の変更		年金支払開始日前に限り、年金種類の変更（確定年金、死亡時保証金額付終身年金および10年保証期間付終身年金いずれかへの変更）を取り扱います。
年金受取期間の変更		年金支払開始日前に限り、年金受取期間（回数）の変更を取り扱います（確定年金のみ）。
年金支払開始日の変更		繰上げ年金開始※、年金支払開始日の繰延べ、積立利率保証期間の更新を取り扱います。 ※「基本プラン」の場合のみ取り扱います。
1年間の年金受取回数		1回のみ取り扱います。
保険料の払込方法		一時払のみ取り扱います。
解約		解約返還金をお受け取りいただけます。なお、解約された場合、以後の保障はなくなります。 *請求書類がお客さまサービスセンターに到着した日（書類に不備がある場合は、完備した日）を解約返還金計算日とし、その日の積立金額を基準として解約返還金額を計算します。
基本保険金額の変更	増額	取り扱いません。
	減額	基本保険金額を減額し、減額部分の解約返還金をお受け取りいただけます。 ただし、減額後の基本保険金額が10,000米ドル、10,000豪ドル、100万円以上あることが必要です。なお、残存部分は継続します。
契約者貸付		取り扱いません。

税務のお取扱いについて

この保険は日本国内において契約される生命保険契約であることから、税制上のお取扱いについては外貨を円貨に換算したうえで、日本国内で販売される一般の生命保険契約と同等にお取扱いいたします。換算日の為替レートなど、くわしくは「特に重要なお知らせ（契約概要・注意喚起情報）」をお読みください。

積立利率保証期間中および終身保険への移行後

■解約・減額時の差益に対する課税

●積立利率保証期間中

解約・減額時の年金の種類	契約日から5年以内の解約・減額	契約日から5年超の解約・減額
確定年金	20.315%源泉分離課税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金	所得税（一時所得※1）＋住民税	

●終身保険への移行後
所得税（一時所得※1）＋住民税の対象となります。

■死亡給付金受取時の課税

契約形態	契約例			課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	死亡給付金受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	A	A	B	相続税
ご契約者と死亡給付金受取人が同一人	A	B	A	所得税（一時所得※1）＋住民税
ご契約者、被保険者、死亡給付金受取人がそれぞれ別人	A	B	C	贈与税

*契約者（＝保険料負担者）と被保険者が同一人で、死亡給付金受取人が相続人である場合、他の死亡保険金などと合算のうえ、「生命保険金の非課税枠（500万円×相続税法で定める法定相続人数）<相続税法第12条>」が適用されます。

年金受取期間中

■一括受取（年金原資額の一時支払）時の差益に対する課税

契約日から5年以内の一括受取	契約日から5年超の一括受取
20.315%源泉分離課税 （運用期間「5年」はこちらに該当します）	所得税（一時所得※1）＋住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、一括受取額に対して贈与税が課税されます。

■年金受取時の課税

年金の種類	年金のお受取時	未払年金の一括受取の場合
確定年金	所得税（雑所得※2）＋住民税	所得税（一時所得※1）＋住民税
死亡時保証金額付終身年金 10年保証期間付終身年金		所得税（雑所得※2）＋住民税

*ご契約者と年金受取人が別人の場合、年金受取開始時に別途贈与税が課税されます。

■死亡時保証金額受取時の課税

契約形態	契約例				課税の種類
	ご契約者（保険料負担者）	被保険者	年金受取人	後継年金受取人	
被保険者と年金受取人が別人	A	B	A	―	所得税（一時所得※1）＋住民税
被保険者と年金受取人が同一人	A	A	A	B	相続税

*死亡時保証金額は被保険者死亡時に年金受取人（年金受取人が被保険者の場合は後継年金受取人）に支払われます。

※1 一時所得の課税対象
一時所得については、他の一時所得と合算して年間50万円限度の特別控除があります。
特別控除を超える部分については、その2分の1の金額が他の所得と合算されて総合課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \left(\text{収入（受取額）} - \text{必要経費（払込保険料）} - \text{特別控除（50万円）}\right) \times \frac{1}{2}$$

※2 ご契約者と年金受取人が別人の場合（「死亡給付金等の年金払特約」を付加して死亡給付金を年金で受け取る場合を含みます）、初回の年金は非課税となり、2回目以降の年金のうち一部が課税対象となります。

⚠ ここに記載の税務のお取扱いは2023年2月現在のものです。法令改正などにより税務のお取扱いが変更となった場合には、変更後の内容が適用されますのでご注意ください。また、個別のお取扱いについては、税理士などの専門家または所轄の税務署にご確認のうえ、ご自身の責任においてご判断ください。